

## 韓国における協議離婚制度の改革と 当事者の合意形成支援

宋 賢 鐘\*  
二 宮 周 平\*\*

2012年5月20日、科研費基盤A「変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築」に関する研究会として、宋賢鐘・ソウル家庭法院専門調査官に「ソウル家庭法院の取組み～夫婦間の合意形成、離婚後の親子の交流、養育費支払いの支援」というテーマで、日本語にてご報告いただいた。

2007年12月21日の韓国家族法の改正は、子の養育者、養育費、面接交渉について合意した協議書を提出しなければ、協議離婚は成立しないという内容であり、その協議のために、協議離婚の申請から3ヶ月の熟慮期間を設け、申請時に家庭法院で当事者に離婚案内（情報提供・親教育等）を行い、専門家の相談を受けるよう勧告できるという当事者の自主的な合意形成を促す仕組みを作った<sup>1)</sup>。韓国で、こうした仕組みがどのような背景の下で導入されたのか、導入に際してどのような議論がなされたのか、制度発足後、この仕組みはうまく機能しているのか、そのためにどのような工夫がなされているのか、この仕組みを担うスタッフはどのようにして確保されているのか、こうした情報は、残念ながら、私たちはまだ入手できないでいる。そこで、ソウル家庭法院の専門調査官として、こうした仕事を担っている宋氏に、上記のようなご報告をいただいたのである。2010年3月、私たち研究グループがソウル家庭法院に訪問調査をさせてもらったと

---

\* そん・ひょんじょん ソウル家庭法院専門調査官

\*\* ののみや・しゅうへい 立命館大学法学部教授

きに、説明を担当されたのが宋氏であり<sup>2)</sup>、そのご縁でお招きした。

ご報告は、私たちの問題意識に即したものであり、原稿化して共有化したいと考えた。なおご報告はパワーポイントを用いてなされたため、二宮の責任で、ご報告とパワーポイントを総合して原稿化し、宋氏に確認していただく形式にした。

## 1. 韓国の家庭法院・調査官制度の現状

韓国の全人口は約5,000万人、その1/5の約1,000万人がソウルに集まっている。2011年4月以前は、家庭法院はソウルだけで、ほかの地域では、地方法院（裁判所）が家庭法院の役割を担ってきたが、2011年4月から、高等法院のある都市、釜山（プサン）、大田（テジョン）、光州（カンジュウ）、大邱（テグ）に家庭法院4庁を新設し、ソウルと合わせて5か所となった。また全国16か所に家庭支部を新設した。家庭法院の関係者は、全国の地方法院のある16都市に家庭法院を設置することを目指しており、2016年には、その最初の例として仁川（インチョン）に家庭法院を新設する。

家庭法院では、① 家事事件、② 少年事件、③ 家庭保護事件（ファミリー・バイオレンス）、④ 協議離婚の意思確認、⑤ 家族登録の監督（元戸籍、現家族関係登録制度）を扱う。ソウル家庭法院のシンボルは、「家庭の平和と青少年の未来のために奉仕するソウル家庭法院」であり、この理念の下に、上記の事件に対応している。

家庭法院調査官制度は、1963年、ソウル家庭法院の創設と共に設けられた。何回か専門化を目指したがうまくいかず、裁判所書記官が調査官を兼ねるにとどまっていた。しかし、2001年から家庭法院専門調査官制度が始まった。人間行動科学分野の修士以上の学歴を持っていて、臨床心理士、ソーシャルワーカー等の資格があり、かつ民間の病院や相談所等の経歴のある人を専門調査官として採用した。私自身、崇實大学校福祉学科修士課

程を修了し、約 5 年、相談員及びソーシャルワーカーとして民間機関で働き、2001年の制度創設と同時に、ソウル家庭法院専門調査官に採用され、第 1 期の専門調査官として働いている。

2012年現在、全国の家庭法院調査官は約120人（専門調査官は約60人）である。そのうち、調査官30人（専門調査官16人）はソウル家庭法院である。人数が足りないので、家庭法院内部のリソース（裁判官を含む）だけではなく、民間のリソース、民間機関、専門家といろいろな協力や連携をしている。調査官の任務としては、① 事実調査、② 調整措置、例えば、外部の相談機関や専門家の活用など、③ 履行勧告、④ 期日出席、⑤ 外部資源の発掘と管理（Case Management）等がある。

## 2. 韓国における離婚制度改正

韓国は日本と同じで、協議離婚制度と裁判離婚制度がある。裁判離婚は、調停前置主義だが、裁判官の判断で、調停をしないで訴訟から始めることができる。裁判離婚の内、その約70%は、調停で離婚が成立する。離婚全体の内、協議離婚が約75%である。2008年の改正法施行前は、85%だったので、約10%、協議離婚が減少した。

韓国では、1979年1月1日から、家庭法院が協議離婚に対して当事者の意思を確認する制度を設けた。それ以前は、夫婦が協議離婚に合意をすると、戸籍担当官に申告するだけでよかった。日本と同じである。当時の問題は、夫の強圧によって妻が追い出される離婚や、妻が知らないままになされる協議離婚だった。女性の社会的、経済的地位が男性よりも劣っていたことが背景にあるが、こうした男性中心の制度利用を改め、女性の利益、福祉を守るためには、意思確認が必要だった。そこで家庭法院が協議離婚に関する当事者の離婚意思を確認するようになった。裁判官の前に夫・妻双方が出席し、裁判官が「あなたの離婚意思を確認します」と述べる。その時に、例えば、妻が「私は実際には離婚したくない」と述べた

ら、協議離婚はできない。この制度が始まった2年くらいは、協議離婚が減った。

しかし、女性の社会的、経済的地位の向上に伴い、離婚意思だけを確認することに何の意味があるのか疑問が呈され始めた。当時は、協議離婚届書の中の離婚後の親権者を記載するだけでよく、家庭法院が実際の養育者、養育費の分担、面接交渉などに関与することができなかった。このように社会的に家庭法院が離婚に対して責任を取らないまま協議離婚ができるということに対して、批判が生じた。

2008年6月22日以降、新たな協議離婚制度が導入された。詳細は後述するが、改正の骨格は次のようになる。

a 熟慮期間。家庭法院に協議離婚の意思確認書の申請をしてから、未成年の子がいる場合は3か月、未成年の子がいない場合は1か月、熟慮期間が設けられた。

b 離婚案内。申請後、家庭法院で、離婚に関するガイダンスを受けなければならない。これは義務である。内容は、協議離婚の手續と父母に対する親教育である。

c 子に関する事項の協議書提出。aの熟慮期間内に、離婚後の親権者及び養育者、養育費用の支払い・分担、面接交渉の可否及びその方法に関して協議し、合意を形成した上で、その協議書を提出する。これも義務であり、協議書を提出しない場合には、家庭法院の離婚意思確認がなされず、協議離婚ができなくなる。

d 相談勧告。cに関する協議のために、家庭法院は、専門家による離婚相談を受けることを勧告することができる。

新制度の下で、協議離婚は次のような手續になる。

- ① 離婚意思確認の申請を家庭法院に行く。
- ② 申請時に、夫婦で離婚案内を受ける（義務化）。
- ③ 熟慮期間の進行。この間に専門家の離婚相談を受ける（勧告による、又は任意）。

- ④ 協議書又は審判正本の提出（義務化）。
- ⑤ 家庭法院内で離婚意思の確認。
- ⑥ 家族関係登録機関に意思確認書を添えて協議離婚届書を届出。

### 3. 2007年協議離婚制度改正

#### (1) その背景

第1に、2004年から2006年にかけて、社会的にいろいろな改革があったことである。司法改革もその1つである。特に影響が強かったのは、戸主制度の廃止である。韓国の憲法裁判所が戸主制度を違憲としたことから、ノムヒョン政権の下で、戸主制度廃止、戸籍制度廃止などの民法改正が進められた。

第2に、離婚が急増したことである。1997年、約92,000件（離婚率〔人口1,000人当たりの離婚件数〕2.0）が、2003年には約173,000件（3.5）に増加した。2004年から減少し、2007年は、124,600件（2.5）であるが、離婚のうち、58.6%に未成年の子がいることが注目された。

第3に、離婚に対する認識の変化である。今も韓国では家制度的な意識が根強く存在する。2004年の離婚相談制度の導入に関する国民の意識調査によれば、①「離婚は絶対にすべきでない」21.5%、②「離婚しない方がよい」37.3%、③「事情があれば離婚してもよい」36.7%、④「事情があれば離婚すべきである」4.5%という数値だったが、20代では、③④合わせると、約60%となる。これに対して、①②は、年代の上の人に多い。離婚に対する国民の意識に差はあるが、離婚は必要という認識が広がっているのは事実である。

この調査では、離婚後に親子の交流を経験したことのある人が約50%、離婚を考えている家族のために専門サービスが必要という人は約90%、子どもに与える影響とか離婚後の子どもの問題が重要だとする人が約90%となっている。この調査は、離婚相談制度を導入すべきという主張をする団

体が行ったものではあるが、離婚相談制度とか離婚に対する国民の意識の変化を読み取ることができる。

第4に、第3とも関連するが、離婚が未成年の子に与える影響に関して社会的な認識が向上したことである。

養育費問題は貧困問題とつながっている。韓国の「離婚後の子女養育の実態調査」（2006年12月、韓国女性家族部、サンプル数387）によれば、有配偶者家族の年収が23,776,000ウォンであるのに対して、離婚家族は13,745,000ウォンであり、約2倍の所得格差がある。離婚母子家庭の就職率は82.8%で、離婚前の50.9%から、30%近く増加するが、就職者の内、臨時日用職が55.5%、1か月平均100万ウォンで、平均的な所得の約1/3くらいである。また離婚後、養育費を支払ってもらえない世帯が83.7%という実態もあった。さらに面接交渉を定期的にした親は9.8%、全くしない親は47.8%という数値もあった。

以上のことから、協議離婚制度改革には2つの目的があった。1つは、軽率な離婚を防いで、家庭を守る方向も考えること、1つは、子どもの被害を最小化することである。特に、子どもの福利を中心にして、親のまじめな協議を支援することを中心とするサービスを開発することが求められた。

## (2) 熟慮期間の導入をめぐる議論

2006年の調査では、離婚経験のある人の70%が、熟慮期間の導入に賛成していた。また離婚したときに、養育費や面接交渉について協議ができなかったという親が50%くらいいた。

制度導入に際しては、当事者の協議離婚の自由、すなわち、当事者が離婚を協議したのに、裁判所が勝手に関与してよいのかという論議があった。しかし、子どもは社会の未来なのだから、子どもを守ることは社会の未来を守ることであり、子どもために国家が関与すべきだという意見が強くなった。

一方、熟慮期間の導入に一番反対したのは、家庭内暴力の被害者団体で

ある。被害者団体の中でも反対意見が強い、弱い差があるが、反対意見の強い団体は、熟慮期間を導入したら、DV を受ける女性はもっと苦痛を受けるということで、反対した。しかし、DV 被害者に対する支援の強化や、熟慮期間の短縮あるいは裁判離婚による解決という選択肢を用意することで、反対意見に対応した。

### (3) 離婚相談勧告をめぐる議論

当事者が協議するのに、なぜ相談しなければならないのか、相談を受けることについて勧告にとどめるのか、義務化するかなどが議論された。

離婚相談の目的について、離婚の過程、手続のハードルを上げて、婚姻や家族を守るという意見もあった。しかし、離婚は仕方がないが、養育費とか面接交渉とか、子どもの被害を最小化する必要があることから、上述した協議書の事項の協議を支援するために、相談は必要との意見が大勢を占めた。裁判所の立場からは、相談の義務化が主張された。義務化しなければ、相談しないという NPO 団体の主張もあった。しかし、法務省を初め、義務化は裁判所の関与し過ぎであるという反対が多く、勧告になった。

離婚に関しては、経済問題もあるし、子どもの心理的な問題もある。いろいろな問題がある。そこで離婚相談をどのくらい行うのか、誰が担当するのか（この問題は、離婚相談の範囲と関係する）が議論になった。当事者の離婚合意や財産分割も相談の対象になりうる。しかし、法改正で整備したのは、親権者、養育者、養育費、面接交渉に関する協議書の提出の義務づけであり、離婚相談をこの範囲に明確化し、人間関係の相談はこれらに関する部分に整備した。

この相談は勧告にとどまるので、その前に親教育を行うことが議論された。離婚案内であり、義務化した。ここで離婚に関していろいろな情報を与える。条文上は、「離婚に関する案内」であり、その内容は定められていない。しかし、家庭法院では、親教育をすることを追加した。未成年の子がいる場合は3か月の熟慮期間の間に、上記の事項について協議しなけ

ればならない。それが可能かどうか、離婚案内の中で、専門家との離婚相談ができることを説明し、相談を受けることを勧めるのである。

#### 4. 新制度の実情

##### (1) 協議離婚の減少

前述のように2008年以前は、離婚全体に占める協議離婚の割合は、約85%だったが、2008年6月22日以降、約10%減少し、75%になった。また家庭法院に離婚意思確認の申請をした後に取り下げる例が、10%から20%に増えている。協議離婚を利用する夫婦は、裁判離婚を利用する夫婦よりも、低葛藤の家族かもしれないので、低葛藤の家族を修復する働きをしたように思われる。その意味では、軽率な離婚を止めるという目的をある程度実現できている。

##### (2) 離婚案内

家庭法院に離婚意思確認の申請した当日に、離婚に関する案内をする。1979年1月から、韓国では、協議離婚の際には夫婦双方が家庭法院に行って、一緒に手続きをしなければならない。その定着により、双方が家庭法院に行くことに対しては抵抗感がない。したがって、双方が離婚案内に参加する。ソウル家庭法院では、毎日、午前中に1回、午後2回（内、1回は裁判離婚の当事者用）、1時間程度、離婚案内をする。1回に5～6組の夫婦が受ける。

内容は、① 協議離婚の手続、② 離婚相談の勧告、③ 親教育である。家庭法院調査官が担当し、DVDを使って説明する。未成年の子のいる夫婦の場合は、③が加わる。これらの内容は、専門調査官と家庭法院判事が集まって作り上げる。

③の内容として、まず両親間のまじめな協議が重要だということ、自分たちの問題は自分たちで解決し、子どもの問題は協議が何よりも重要だということを話す。次に親の離婚が子どもに与えるいろいろな影響、離婚後



の親の役割、親権及び養育権、養育費、面接交渉の法的な内容、面接交渉の重要性や面接交渉を行う際の注意点、養育費の払いの重要性、もし養育費を支払わなかったら、強制執行されることなどである。案内の中で、後述の『養育手帳』や健康家庭支援センターなどのパンフレットを配り、情報を提供する。

私は、今日の離婚案内は、人生にとって重要な教育だということを話したあとで、動機付けをして、DVD を利用している。DVD でも、離婚は人生の重要な問題であり、慎重に決定すべきであり、離婚のときは、子どもの幸福のための養育計画も重要だということが説明される。

### (3) 離婚相談

こうした案内の中で離婚相談を紹介する。家庭法院が専門家に相談を委嘱するので、無料で相談を受けることができる。調査官は、離婚案内で離婚後も子どもに対して親としての協力関係を続けるべきだと説明し、すべての親に対して、離婚相談や健康家庭支援サービスなど関連する相談を勧告する。

離婚相談では、相談もできるし、また相談しながら、養育費、面接交渉、子どもの関係などに関して、当事者を教育することもできる。さらに協議の内容に何かお互いに違いがあるような場合には、メディエーション的な役割をすることもある。

離婚相談の担当者は、家庭法院内部で行う場合には、法院長が民間の専門家に委嘱し、法院から相談手当を支給する。この離婚相談委員は、ソウル家庭法院では80名いる。2008年では72名。大学教授（人間関係学部、法学部など）39%，外部の相談機関のスタッフ42%，牧師など宗教関係者11%，その他8%である。宗教関係者は、相談の際に離婚しないよう話すことがあるので、当事者から離婚の協議をしたいのになぜ反対するのかという反発もあり、人間関係分野の専門家に委嘱するケースが増えている。家庭法院の外部の相談機関、例えば、家庭法律相談所や健康家庭支援センターを利用することもできる。

現在、離婚案内時になされる勧告に従い、実際に相談を受ける人は、10%くらいである。90%は相談しないで協議書を作成し、協議離婚をする。この90%をどうするか、全員が離婚相談を受けるようにするかどうか、離婚相談をしたら、熟慮期間を短縮するといったメリットを作るかなど議論されている。

家庭法院からの離婚相談委員の委嘱は、次のようなプロセスを経て行われる。まず調査官は、外部機関のスタッフと連絡をとり、委嘱できる人を発掘するようにする。大学関係では、連携がある臨床心理学関係者などに連絡をとる。次に審査がある。書面審査で、専門資格、経歴、家庭法院事件の経験、活動の地域などを検討し、専門家と面接をする。家庭法院の相談チームの会議で委嘱を決定し、家庭法院長が委嘱する。委嘱期間は1年間で、相談実績、当事者の評価などの情報を収集して、再委嘱するかどうかの基礎資料を提供する。調査官は、裁判離婚の場合、事前に事実調査をした事件もあるので、葛藤の事情など相談委員と一緒にいろいろなコミュニケーションをする。家庭法院と相談委員との調整をすることも調査官の仕事である。

#### (4) 協議書の作成

協議書には「子の養育と親権者決定に関する協議書」という定型の様式がある。父・母の氏名、住民登録番号を記載し、次に、協議内容として、「1. 親権者及び養育者の決定」、「2. 養育費の負担」、「3. 面接交渉権の行使及びその方法」の記入欄に協議して決定した内容を記載する。親権は単独、共同いずれも可能である。養育費は、支給額、支給方法（銀行の口座引落とし等）などを記載する。面接交渉権は、面接交渉の方法、子を引き渡す場所や時間なども記載する。これらを全部協議して内容を定めて記載して協議書を作成しなければならない。これを家庭法院に提出しなければ、協議離婚はできない。

家庭法院は、提出された協議書の内容が、子どもの福利に適切かどうか確認する。例えば、養育費を支払わない、面接交渉をしない、または年に

1 回など極端に制限するなどの内容であれば、裁判官が養育の支払いや面接交渉の重要性を説明し、協議を修正することを勧告したり、補正命令をすることもできる。しかし、裁判官が確認にかかる時間は短いので、確認の前段階、離婚案内や離婚相談で、調査官等が協議の内容に関して行う情報提供が不可欠となる。

協議書の内容はコンピューターのハードディスクのようなものである。コンピューターが動くためにはソフトウェアが必要である。このソフトウェアは離婚後の父母の関係であり、父母の関係性に家庭法院は関与できないのだから、離婚によって夫婦関係は終わるかもしれないが、親としての協力関係は続けるべきだということを、父母に認識してもらう必要がある。

2009年の法改正により、養育費支給に対する履行の強制が強化された<sup>3)</sup>。協議書の中で養育費に関しては、書記官が養育費負担調書を作成する。この調書に基づいて強制執行をすることが可能となる。また裁判官が、養育費について、債務者の給料から定期的に差し引くという養育費直接支払命令を出したり、担保の提供を命令することもできる。これらの命令に違反すると、1000万ウォン以下の科料が科される。また30日以内で監置（拘置所に拘置すること）もできるようになった。こうした強制的なアプローチの前に、親教育をして、養育費分担の重要性を認識してもらうようにしている。

以上のように、裁判所が当事者の離婚意思及び協議書の内容の確認をし、後者については補正命令もするのだから、協議離婚といえるかどうか、むしろ西欧のような裁判離婚を原則にしてはどうかという意見もあるが、予算もないし、裁判官や調査官が増えることも難しいので、協議離婚制度として、それにいろいろな手続を入れるという形で整備してきている。

## 5. 裁判離婚における当事者の合意形成支援

### (1) 裁判離婚における当事者の特徴

韓国の裁判離婚も日本同様、調停前置主義であるが、裁判官が調停に付しても調停が成立できないと認める場合には、訴訟から始めることができる。調停を申請しないでいきなり訴訟を提起するケースが70%くらいある。だから、対立感が強いかもしれない。しかし、子どもの福利を守るために、裁判所は、申請しなくても、職権で親権者を指定することができるし（韓国民法909条4項）、裁判離婚の過程で、裁判官が、親権者の指定や養育と面接交渉について、当事者に協議するように勧告することもできる（家事訴訟法25条）。

やはり「子を直接養育しない父母の一方と子は、お互いに面接交渉できる権利を有する」（民法837条の2）として、子も面接できる権利を持っているということを定めた民法改正の影響が大きい。その結果、裁判離婚においても、離婚後の子どもの問題に対する関与が強化された。

実際には、高葛藤の夫婦の場合、いろいろなけんかをするし、相手の責任を探している。自身の親との関係が強く、葛藤をさらに高めてしまう。だから、調停などはいらない、すぐに判決をしてほしいと言う人もある。

### (2) 「子ども問題ソリューション会」の取組み

しかし、葛藤の中で、調査官や家庭法院の担当者は子どもの福利を守るために何かすべきであるという視点に立っており、ソウル家庭法院では、「子ども問題ソリューション会」を作った。目的は、裁判離婚において疎外されている子どもの問題を総合的に解決することである。2008年から2009年にかけて、家庭法院の裁判官5人、専門調査官6人、外部の委員3人が集まって立ち上げた。2012年には、ソウル家庭法院で家事事件を担当する裁判官17人がソリューション会に参加している。家事事件を担当する専門調査官も10人参加している。

その活動は、4つあり、グループに分けている。① 親教育プログラムの開発と全国への普及。例えば、年齢によって離婚が子どもに与える影響等いろいろな情報を伝えるパンフレットの作成、養育手帳の作成などがある。② 面接交渉の支援。特にキャンプの実施がある。③ 外部機関とのネットワークの構築。外部の専門機関、専門家と連携し、家庭法院の外部の施設で相談する外部相談がある。④ 外部相談と似ているが、家庭法院内部の施設で相談する内部相談がある。

本日は、②のキャンプについて紹介する。家庭法院と外部の専門機関、例えば、健康家庭支援センターと連携して、キャンプを行う。家庭法院も難しい案件についてチームを作って対応しているので、調査官などが参加する。当事者は、面接交渉が難しい非養育親と子どもであることが多いが、養育親が参加する場合もある。希望者が参加するが、裁判官と調査官から参加を勧告することもある。父親が非養育親であることが多いので、父の集まりになる。たいてい6か月くらい、面接交渉がなかった、あるいはできなかった父と子がキャンプをする。事前に集まって、どうしたらいいのか、どういう行動をしたらいいのか、学習した後でキャンプをする。

実際のキャンプでは、食事の準備を一緒にするというグループ活動から、子どもと親の雰囲気良くなる。いろいろな身体活動をするのが重要である。次にグループワークがある。親同士のグループ相談をする。その間に、子どもたちは別の遊びをする。そして親と子で遊び、レクリエーションをする。その結果、父との面接交渉を拒否していた子が、いろいろな遊び、グループ活動をした後で、次は一緒にこれをしようと面接交渉に積極的になったりする。参加者の中で、グループ相談を続ける希望がある人は、民間の専門家がグループ相談を継続する。

こうしたキャンプが離婚の手続とどうつながるのか。調査官は調査するときに、キャンプの内容を聞いて、なにかの変化があったかどうかを把握するようにしている。こうしてキャンプと連携することになる。

### (3) 裁判離婚の際の親教育

親教育は、協議離婚の際の離婚案内で行われる。例えば、ソウル家庭法院では、1日3回行っている。午前の1回目（10：00～11：00）と午後の2回目（16：00～17：00）は、協議離婚の意思確認申請者を対象にし、午後の1回目（13：00～14：30）は、裁判離婚の当事者を対象にする。専門調査官が担当する。1か月に2、3回くらい当番になって担当する。裁判離婚の場合、家事訴訟の中で、調査官や裁判官が親教育を受けることを勧告する。未成年の子のいる夫婦は、全員参加する。親教育を受けたことを確認して、訴訟記録に付けるので、養育者になりたい親は、全員参加することになる。勧告とはいうものの、事実上は強制に近いかもしれない。

協議離婚の場合とは違い、調査官が1時間の講義をする。親は双方一緒ではなく、一方ずつ参加する。調査官調査の期日の間に1回、審理期日の前後に行う。実際に親教育を担当してみると、協議離婚の当事者よりも集中力があるように感じる。DVDの利用を減らし、調査官が直接説明する形態をとっているのが、調査官が何か感情を伝えているのかもしれない。

### (4) 裁判離婚における相談勧告（または調整措置命令）

調査官が事実調査をして、相談が必要と判断した場合には、当事者に相談の重要性を動機付け、事例に当てはまる相談委員を選択した後に、裁判官から当事者に相談を受けることを勧告する（または調整命令をする）。ソウル家庭法院は、普通、調査官に対して調整命令をする。相談委員から当事者に電話等で連絡をとり、平均10回くらい相談する。個人的相談も、夫婦そろっての相談もあるし、回数の延長も可能である。調査官は相談委員と連絡をとり、ケースを管理する。普通は相談が終わったあとで、2週間以内に相談に対する報告書を作成し、調査官に報告する。調査官は、相談委員の報告書と当事者の意見等を参考にして、報告書を作成し、裁判官に報告する。

## 6. 親教育の紹介

内容の枠組みは、① 動機付け、親の心理状態、② 子どもの心理状態、子どもの年齢に従った親の望ましい態度、③ 訴訟に臨む親の態度、親権及び養育権、面接交渉、養育費に関する説明、対話のコツ、④ 親の役割は続けられる、ということである。特に③で、父母は対立する当事者ではなく、子どものための協力者、パートナーとして捉えることを強調する。

①について、まず「未成年者である子どものためになる親教育」であることを最初に呈示し、「誰のための教育だと思いますか」と問いかける。「世界にひとつだけの子、世界のひとつだけの親」というメッセージを出す。子どもの幸せは、離婚後の夫婦、親の幸せとつながっていることを認識してもらおう。しかし、一方で、実は当事者、親たちの幸福のための講義だということ動機付ける。

次に親の心理状態、自分の今の心理状態は何かということ認識してもらおう。親が自分の感情を詳しく観察して、望ましい行動を選択できるようにする。普通は、感情とストレスのジェットコースターになっていて、気分の変化もたくさんあるし、自分のことだけ考えがちであり、非理性的な行動をとりやすい状態にある。しかし、理性的な自分を取り戻すことが重要だという意味の話をする。具体的な問題として、「今、こういう過ちを犯しているのではないか」と呼びかけて、「子どもとの長期間の関係断絶」、「夫婦間の問題と親子の問題を区別できないこと」、「子どもの前でお互いに非難したり、DV をしたりすること」をあげる。

②について、子どもも親の離婚に対して心理的な段階があって、感情や気分が変化することを説明する。否認、怒り、取引、憂鬱、受容といった段階であり、子どもの心理的な問題である。子どもは、「父母が別れるのは、私のせいだ」といった罪悪感や、「父母がお互いに愛していないなら、もう私も愛してくれないだろう」といった「捨てられた」という心理にな

ることがある。もちろん、これは一般的な話であり、個人的には差があるかもしれないということを説明する。

これを踏まえて、子どもの年齢に従った親の望ましい行動を説明する。

㉑ 乳児期（0歳～18か月）では、日常生活の一貫性の維持、日常生活の変化をできるだけゆっくりしたものにする事、㉒ あんよ期（18か月～3歳）では、言葉で安心感をもらうこと（父、母はあなたが大好き）、変化について理解しやいように、明確に説明すること、子どもが言葉や遊びを通じて、感情を表すことができるようにすること、㉓ 就学前期（3歳～6歳）では、周囲の人と日常生活の一貫性を維持すること、子どもの前で怒りの表現や口げんかなどをしないようにすること、変わらない愛情表現をし、言葉でも安心させること、㉔ 小学校低学年（7歳～9歳）では、父母の葛藤の中に子どもを引き込まないこと、子どもの面前で配偶者の一方を誹謗（非難）しないようにすること、㉕ 小学校高学年（10歳～12歳）では、子どもの感情と不満をよく聞くこと、子どもが非養育親に対して肯定的な感情を持つようにサポートすること、両親が子どもに対して、自分の身方になるように圧力をかけないこと、㉖ 青少年期（13歳～18歳）では、子どもと自分の感情、心配、痛みを分かち機会を提供すること、親自身の情緒を安定させるために、子どもに依存しないようにすること、非養育親について肯定的に話すこと、子どもに両親のどちらを選ぶのか強要しないこと、適切な友達関係を持てるように励ますこと、である。

また子どもに専門家の援助が必要な場合、㉗ 子どもの苦しみや問題行動が持続し、長期化しているとき、㉘ 子どもの症状が、時の経過に連れて悪化するとき、㉙ 子どもの面倒を見ている親自身が精神的に不安定になったときには、専門機関との相談を勧める。

離婚が子どもに与える影響は、短期的なものと同期的なものがある。子どもが何か不適応な行動を連続することがある。いろいろな要因の中で重要な一点は、親がどうして離婚したのか、なぜけんかばかりしているの



か、こうした疑問から抵抗する。離婚の過程における親の高葛藤の影響である。何か不満があっても、親として協議して、一時的にでも自分でお互いの問題を解決するということが、子どもの適応にも影響を与える。だから、平和的な協議と問題解決が重要だということを伝える。

③について、裁判離婚の場合、訴訟に臨む親の態度として、離婚訴訟は、勝つか負けるかという問題ではなく、子どもの問題の解決を目指す態度が大切であることを伝える。お互いの相手は、協力しなければならないパートナーであるという関係性の認識が必要である。初めは、難しいかもしれないが、自分の態度の変化によって結果は全然違うものになる。だから、問題解決を目指す態度が重要だということを説明する。

訴訟の中で親が協議すべき事項として、親権者、養育者の指定については、子どもの財産管理権、法律行為の代理権の説明とともに、子どもの福利を最優先するべきだということを説明する。面接交渉については、面接交渉とは、子どもと非養育親が会う（交流）こと、面接交渉は、父母の権利だけではなくて、子どもの権利でもあること、子どもの成長に一番重要な事項であること、面接交渉の必要性について伝える。養育費については、親の義務であり、離婚後または訴訟中、別居のときも、必ず払うべきことを説明する。離婚から貧困問題が生じること、養育費が支払われない場合、子どもの不適応が生じるおそれもあることを伝える。

そして対話のコツを説明する。アイ・メッセージ、傾聴、主題への集中、ゆっくり協議する、焦れば焦るほどうまくできないなど、どう対話したらいいかということ補助する。親教育の資料やパンフレット<sup>4)</sup>も配り、今は夫婦ではないけれど、子どもの「父母」という名前を守るために、子どもの発達段階による行動の特徴と、親がどのように対応し、行動したらいいかということを説明する。我が子のためにこれだけは必ず、親のすべき、望ましい行動として、子どもの前でけんかをしないこと、親の愛は変わらないことを伝えること、夫婦と一緒に子どもに対して、現在の離婚に関する事情、状況を説明すること、できるだけ子どもと話し合うこ

とをあげる。

最後に、父母の役割は続けられることを示す。木を例にとり、この木の成長が止まったらどう思うか。木が大きくなって、何かほかの木も生まれて、木の中では根が、父母それぞれの根があることを説明する。父母がけんかしたら、この木はなくなる。もし、一方の根がなくなったら、この木は成長できない。だから父母双方の根が必要だと伝えて、相互の役割は続けられるということを確認して、終わりにする。

## 7. 養育手帳の効果

養育手帳には、養育親と非養育親が面接交渉に関して記録することを通じて、当事者間の協力関係を築くことを目的としている<sup>5)</sup>。また子どもとはこういうふうに対話なさいというアドバイスが記載されている。外部機関の電話番号なども紹介しており、相談や連絡ができるような情報を提供している。この養育手帳を、離婚案内の親教育のときに配っている。

しかし、この手帳を、訴訟の中で利用するケースも出てきた。手帳に相手方に対する非難を書いたりする。例えば、あなたのせいで、子どもが風邪をひいたなど。そこで、事前に手帳の使用法を説明するようにした。この手帳は相手を批判することではなく、お互いの意見、コミュニケーションをするために活用すること、コミュニケーションは、この手帳ではなくて、直接にすることが必要だが、それが難しい場合には、これを利用して交換したらいいと。私の経験では、養育手帳は効果があることもある。全然話をしないで面接交渉ができなかった親たちが、お互いにこれを知って、いろいろなことを書いて、子どもに対して面接交渉がもっと豊かになったという事例もある。

## 8. 評価と課題

2008年から始まり4年くらいたっているのに、客観的な調査も必要だと思うが、今はないので、私と調査官、裁判官と話した主観的、個人的な評価にとどまるが、一般的に協議離婚制度は安定したと思う。

熟慮期間はいらぬ、離婚案内も不要であるといった反発があるのではないか、離婚案内をしようとしたらに、当事者に「いらぬ」と言われたらどうしようかなど、いろいろな悩みがあった。しかし、杞憂だった。協議離婚の意思確認をした当日の家庭法院によるアンケートなので、客観的ではないかもしれないが、離婚案内における親教育に対する満足度は高く、親教育や熟慮期間に反対する意見もほとんどない。全体的に当事者の満足度は高く、法改正は成功したと評価できるように思う。また離婚案内において、当事者の暴力などは見たことがない。1979年以降の協議離婚の意思確認制度の定着の影響が大きい。

さらに協議書の作成や養育費履行の強化などを通じて、養育費と面接交渉など子どもとの離婚後の関係に関する認識は変化していると感じる。養育費の分担と面接交渉は権利であると同時に義務であると捉える認識が強化されている。養育費については、支払わなかったら監置という制裁があることを離婚案内などで知ることにも影響している。離婚意思確認の申請者の75.2%は、強制執行されることを理解している。2008年以前は、調査官調査の段階で面接交渉に関して質問すると、それは何か、面接交渉など知らない、分からない、必要ないという当事者もいたが、今は、面接交渉は必要だから、非養育親は面接すべきであり、養育親も子どもに面接交渉の機会が必要だと理解するなど、認識の変化を感じる。離婚の際には、子どものために円満な協議が必要であり、協議書を出さなければならないという意識が働いている。だからこそ、熟慮期間内に協議できるように、援助する機関や人がいるという意識も増えていると感じる。

協議離婚する夫婦よりも裁判離婚する夫婦の方が夫婦間の葛藤が高い。それでも、親教育、キャンプ、養育手帳の効果は高いという評価もある。養育費支給と面接交渉の実施について、親の協議に影響がある。裁判離婚の場合、初めは感情的になって、面接に来ない、したくない、あるいは面接されたくない、させたくないという親もいるが、親教育をした後では、態度が変化する。それで面接交渉ができるときもあるし、キャンプをした後で、面接交渉がうまく進む場合もある。

家庭法院の外にある専門機関には、メリットと限界があると思う。家庭法院は家事事件を処理するという立場があり、調査官であっても、裁判所のスタッフとして当事者に何か影響を与えることがあると思っている。これに対して、外部の機関は家庭法院から独立しており、地域の相談機関として、柔軟性を持っている。家庭法院と当事者という対立構造が低くなって、この構造から抜け出し、問題が解決する場合もある。家庭法院は事件が終わったら関与できないが、外部の機関には、サービスの連続性がある。当事者は終局後も、相談を続ける場合もある。しかし、外部の機関は法律的な紛争には慣れていない。当事者の中には、無駄な手続きをして期間が長くなったという批判もある。面接交渉とか養育費という分野に関しては、日本では、FPICなど専門性のある機関があるが、韓国にはそうした外部の専門機関がない。一般相談をする専門家は家事事件も一部担当するし、健康家庭支援センターという民間機関も行政の機関も、いろいろな仕事の中で一部対応する。しかし、この分野だけ、何か専門性を持っている機関が足りない。特に高葛藤の家族に対するアプローチとして、専門機関の開発が必要であると感じる。

協議離婚の場合は、今回の改正によって、家庭法院のコントロールの下で、当事者の合意を形成する方向に促すことができる。裁判離婚の場合も、葛藤が中程度であれば、親教育やキャンプなどが役に立ち、葛藤をとどめることができ、何か協議もできるようになる。しかし、高葛藤の夫婦の場合、キャンプをしても何をしても、葛藤はとどまらない。こうした人

に対しては、今の韓国のいろいろな仕組みは影響力をほとんど持たない。だから、高葛藤の夫婦、家族に対しては、別のインテンシブな力を持って、いろいろな問題を解決する必要があると考えている。

最後に、法改正の目的を達成するために、家庭法院は、家族の紛争解決に当たり、外部の専門機関、専門家を発掘し連携する、地域のハブになるべきである。調査官の重要な職務の1つは、この外部の専門機関、専門家との連携のマネジメントにあると考えている。

## 9. 当日の質問を通じての内容確認

当日の研究会では、多くの質問があった。その多くは、今回の報告の原稿化によって応えられていると考えるが、本稿の内容を確認し、韓国の協議離婚制度改革をよりよく理解するために、いくつか質問事項と宋氏の回答(→以下)を紹介する。

① 2008年以前の協議離婚の意思確認及び現在の協議書の確認も含めて、おおよその件数は。→2008年以前の場合、期日が指定され、1日、20~30組、多いときは50組になることもあった。2008年の改正後も、事情は同じ。ただし、協議書の確認にはそれほど時間をかけない。事前に、調査官や相談委員がアドバイスしているので。

② 家庭法院の業務は激増したと思われるが、人員・施設は増強されたのか。裁判所の予算増加などは。→専門調査官が40人から60人へと、20人増加した。裁判官の数はほとんど変わらない。家庭法院と、地方法院で家事、少年、家庭保護事件を担当する裁判官は約150人くらいである。相談委員の委嘱など増加した費用は、もともとの裁判所の予算の中から回している。なお、司法予算は、国家予算の0.4%くらいである(2012年の司法部予算は約1兆4367億ウォン、総予算は約325兆4000億ウォン)。

③ 子に関する事項の協議などに時間を要することから、別居状態の夫婦が増加しているのではないか。→協議離婚の件数は10%下がったが、当

事者が事実上離婚の状態にあるかどうかまではわからない。子のための協議が必要であることは、社会的に定着しつつあるので、申請を取り下げるケースでは、家族関係が修復されたのではないかと考えている。

④ 簡単に離婚することが困難になるため、結婚自体のあり方・意識が変化するということはないか。事実婚の増加などはないか。→特にそうした現象はないように思う。結婚式をあげて1年後くらいに申告するカップルはあるが。今回の法改正は、子どもの福利のためであり、そのことが認識されているので、離婚が難しくなったという受け止め方にはなっていない。

⑤ 裁判離婚にはどれくらいの期間を要するか。→1年以内に判決をする原則がある。

⑥ 葛藤のある夫婦が離婚案内、親教育を一緒に受けることについて、危険の防止や他のカップルと同席することによるプライバシーの配慮などはしているのか。また日本人の感覚では、裁判離婚中の非養育親と子がキャンプに参加するなどのことも含めて、日本では困難であるように思うが、韓国でうまくいっているのはなぜか。→1979年以降、協議離婚に際して、家庭法院による離婚意思の確認制度が定着しており、夫婦そろって裁判所に行くことに対して抵抗感がない。高葛藤の夫婦は協議離婚を選ばないので、これまで裁判所内での暴力事件などはない。裁判離婚中のキャンプに養育親が協力するのは、面接交渉への配慮ができることが、養育者決定に影響するからであり、やはり何らかの強制力が働くようにしているから。

⑦ 離婚後、共同親権が可能ときくが、その割合は高いのか。→単独親権が多い。葛藤が高い夫婦の場合、子どものことについて協議できないことが多いから。葛藤が低い場合には、子どもに対する責任を自覚するためにも、共同化が望ましいと考えている。

⑧ 協議書の内容が子の福利に適うかを裁判官はどんな基準で判断するのか。→裁判官が補正命令を出すのは、養育費を支払わない、面接交渉を

させない、あるいは年に1回など、極端に少ない場合。①でも述べたように、離婚案内や離婚相談を通じて事前に調査官や相談委員がアドバイスをして、子どものために協議すること、守らなければ強制執行や監置があることを認識していることから、裁判官が迷うような事例は少ない。

⑨ 合意が守られるようにするため、あるいは守られなかった場合に、どのような方法があるのか。面接交渉の履行確保の方法は。→離婚案内や離婚相談を通じて合意形成することで、自主的な履行を促す。協議書を裁判所で確認した後は、民間の相談機関などで相談を継続することはある。それでも履行されない場合には、おおよそ不履行を3回くらいすると、過料が科される。30日の範囲内で義務を履行するまで監置されるという強制力も働く。しかし、不履行が続く場合には、協議事項を修正するので、実際に監置される例はほとんどない。

以下は、二宮の私見である。確認の作業に時間がかかる、そのための裁判官の増員、協議書の判断基準、不履行の場合の履行確保方法、手続に時間がかかるので協議離婚をせず、事実上の離婚が増えるのでは、結婚自体が回避されるのでは、といった質問は、やはり日本の法制度を前提にしたものであるように思う。韓国の協議離婚制度改革は、子どものことは自分達で考えて協議するという合意による自主的解決を促すことにある。それを家庭法院が調査官や相談委員を介して、コントロールするのであり、裁判官が実際に介入するケースは少ない。離婚案内、特に親教育がその要めになっている。また協議書を作成しなければ協議離婚ができないこと、面接交渉への配慮が裁判離婚の養育者決定に影響することなど、合意形成や配慮への事実上の圧力が働く構造にしていることも大きい。さらに予算の関係もあって、人員不足について、離婚相談の相談委員を外部の専門機関のスタッフや専門家（大学教授を含む）に委嘱するなど、外部のリソースを活用することに積極的であり、そのコーディネーター役を専門調査官が担うなど、家庭法院が地域のハブとなり、外部とのネットワーク作り及び

連携を進める工夫をしていることも画期的である。

ただし、離婚に至る夫婦の葛藤は多様であり、大ざっぱな分け方ではあるが、葛藤が低い場合、中程度の場合、高い場合、すべてに対応できる制度は存在しないと思う。宋氏自身、個人的な見解として、2008年の協議離婚制度改革は、葛藤の中程度までの家族を対象としていると言われていた（それでもキャンプの実施など合意形成へ向けた努力を惜しまれない）。だからこそ、当事者による合意形成の可能性があるのだと思われる。そして、この方式が定着することによって、離婚後の共同親権を選ぶ父母が増えてくるかもしれない。私は、韓国の今次協議離婚制度改革について、さまざまな可能性を秘めている改革として高く評価するものである。日本の協議離婚制度改革に有益で重要な示唆を与えてくれるものと考えている。今後の韓国の動向にさらに注目していきたい。

## 10. 補論 日本の協議協議離婚制度改革

日本は、追い出し離婚や当事者の知らない間の協議離婚届に対して、家庭裁判所による離婚意思の確認ではなく、協議離婚届等の不受理申出制度を設け（1976年に整備された）、戸籍事務の担当者に防止策を委ねた。離婚後の養育費の負担や面会交流についても、民法に文言を規定したほか（民法766条1項）は、協議離婚届書に取決めをしたかどうかのチェック欄を設け、その確認などを戸籍事務の担当者に委ねている<sup>6)</sup>。チェック欄は離婚の届出の受理要件ではないし、取決めの内容を記す欄もないことから、どこまで当事者が協議し合意しているか、その保障はない。

しかし、法務省は、当分の間、チェック状況を調査するとしており（2012年2月2日法務省民一271号民事局長通達）、衆議院2011年4月26日「民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、「5 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるよう、明文化された趣旨の周知に努める



こと。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介支援団体等の関係者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること」とされている。チェック状況の調査から附帯決議に記された、場の確保や仲介支援団体への支援が実現することを期待したい。

それでもなお、上記の日本の制度改革には韓国と決定的に違う点がある。それは、当事者の自主的な合意形成を促す仕組み、装置である。家族法における予防法学の視点である。日本でも、全国の家庭裁判所で調査官が中心となって当事者向けのパンフレット作りなど実践されているが（例えば、松山家庭裁判所の「これから調停を始めるお父さんお母さんへ」「面会交流 Q & A」など）、それは家庭裁判所の門を叩いた人を対象とする。協議離婚全体に共通する仕組み、装置として、日本は、協議離婚制度を持つ韓国の制度改革から多くのことを学ぶ必要があるのではないだろうか。

ところで2012年4月～6月分のチェック状況調査結果によれば、未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数32,757件中、面会交流欄のチェックは22,456件（届出件数の68.58%）、その内、「取決めをしている」は15,622件（同47.69%）、養育費分担欄のチェックは22,391件（同68.35%）、その内、「取決めをしている」は16,075件（同49.07%）だった。協議離婚の約2分の1は、面会交流や養育費分担の取決めをしていることになる。

他方、2011年度の全国母子世帯等調査結果報告（2011年11月1日現在）によれば、離婚母子世帯と離婚父子世帯を合わせて「面会交流の取り決めをしている」は21.72%（1,749世帯中380世帯）、「養育費の取り決めをしている」は32.87%（1,749世帯中575世帯）である。しかも、母子世帯に限ると、「面会交流の取り決め」有りは、協議離婚の場合18.4%、その他の離婚の場合48.2%、「養育費の取り決め」有りは、協議離婚の場合30.1%、その他の離婚の場合74.8%である。面会交流については、協議離婚の場合はその他の離婚の場合の38.1%に、養育費については、40.2%に

とどまっており、相当低い数値となっている。

この2つの調査の数値の違いは何に基づくのだろうか。面会交流をしない、養育費を分担しないというのも取決めの1つではあるが、現時点では、解答を持ち合わせない。なお後者の調査によれば、母子世帯の面会交流実施状況は、現在も行っている27.7%、かつて行ったことがある17.6%であり、50.8%が行ったことがない。また養育費の受給状況は、現在も受けている19.7%、かつて受けたことがある15.8%であり、60.7%が受けたことがない。この受けたことがないという数値は、前回調査（2006年）の59.1%とほぼ変わらない。取り決めをしても実際に履行できるかどうかは別であり、確実な履行を支える当事者の合意や協力関係の形成、支援団体のサポートなどの必要性は高い。

- 1) 2007年法改正については、金亮完「協議離婚の意思確認事項及び家族関係登録事務処理指針大法院家族関係登録例規第276号(1)~(4)」戸籍除法636号（2009）48頁、637号43頁、638号42頁、639号53頁、宋賢鐘「大韓民国における離婚法の改正と養育費の支払いなどの実態～協議離婚制度の変化を中心として」養育費相談支援センター・ニューズレター2号（2009）2～3頁、「親子が別れる時・離婚を考える 韓国の制度改革」毎日新聞2010年8月4日、金成恩・二宮周平「韓国における子どものいる夫婦の離婚問題への取り組み～『子ども問題ソリューション会』と『養育手帳』」立命館法学331号（2010）455頁以下、二宮周平「離婚後の親子の面会交流支援～合意形成の課題と民間団体の取り組み」戸籍時報685号（2012）36～37頁など参照。

なお関連する主要な条文は下記のとおりである（条文訳は『戸籍実務六法〔平24年版〕』（日本加除出版）1123～1124頁による）。

民法第836条の2（離婚の手續）

① 協議上離婚をしようとする者は、家庭法院が提供する離婚に関する案内を受けなければならない。家庭法院は、必要な場合、当事者に相談に関して専門的な知識と経験をそなえた専門相談者の相談を受けることを勧告することができる。

② 家庭法院に離婚意思の確認を申請した当事者は、第1項の案内を受けた日から次の各号の期間が過ぎた後に離婚意思の確認を受けることができる。

- 1 養育すべき子（懐胎中である子を含む。以下、同条において同様である）がある場合には3箇月

- 2 第2号に該当しない場合には1箇月

③ 家庭法院は、暴力によって当事者の一方に耐えることができない苦痛が予想される等、離婚をしなければならない急迫な事情がある場合には、第2項の期間を短縮または免

除することができる。

④ 養育すべき子がある場合、当事者は第837条による子の養育及び第909条第4項による子の親権者決定に関する協議書または第837条及び第909条第4項による家庭法院の審判正本を提出しなければならない。

⑤ 家庭法院は当事者が協議した養育費負担に関する内容を確認する養育費負担調書を作成しなければならない。この場合、養育費負担調書の効力に対しては「家事訴訟法」第41条を準用する。(⑤は、2009年5月8日法9650で新設された)

民法837条（離婚と子の養育責任）

① 当事者は、その子の養育に関する事項を、協議により定める。

② 第1項の協議は、次の事項を包含しなければならない。

1 養育者の決定

2 養育費の負担

3 面接交渉権を行使するか否か及びその方法

③ 第1項による協議が子の福利に反する場合には、家庭法院は補正を命じ、又は職権によってその子の意思・年齢及び父母の財産状況、その他の事項を参酌して、養育に必要な事項を定める。

④ 養育に関する事項の協議が調わないとき又は協議することができないときには、家庭法院は職権によって又は当事者の請求によりこれに関して決定する。この場合、家庭法院は第3項の事情を参酌しなければならない。

⑤ 家庭法院は、子の福利のため必要であると認める場合には、父・母・子及び検事の請求または職権によって、子の養育に関する事項を変更又は他の適当な処分をすることができる。

⑥ 第3項ないし第5項までの規定は、養育に関する事項以外には父母の権利義務に変更をもたらさない。

民法837条の2（面接交渉権）

① 子を直接養育しない父母の一方と子は、お互いに面接交渉できる権利を有する。

② 家庭法院は、子の福利のために必要である場合、当事者の請求又は職権により、面接交渉を制限又は排除することができる。

2) 宋氏は、2008年から1年間、立教大学コミュニティ福祉学部の客員研究員として滞在し、その間、裁判所職員総合研修所の家庭裁判所調査官養成課程の第4期の合同研修に参加された（宋賢鐘「日本の家裁調査官の皆様へ」家調協フォーラム279号（2010）36～37頁）

3) 民法836条の2第5項（前注(1)参照）

4) 親教育の資料として、「大韓民国におけるパンフレット『両親について』ケース研究310号（2012）178～203頁参照。

5) その内容については、金・二宮・前注(1)463～471頁参照。

6) この経緯や問題点につき、二宮・前注(1)34～36頁